

6. 教員の養成に係る教育の質の向上の取り組みに関すること

(第22条の6第6号)

本学における教職課程の履修は、学生が1年次から4年次まで所定の科目を段階的に履修し、各学期の終わりに履修カルテを作成するよう、本学の教員が指導や助言を行っている。また、1年次から4年次まで、各年度の授業開始前に教職課程のガイダンスを実施し、履修に関する指導と助言も行っている。毎年、教育実習終了後に実施する「教育実習報告会」や、卒業生の現役教師を招いた「教職課程研修交流講座」を開催し、教師に求められる資質・能力に関する理解を深める機会を提供している。各学生の履修に関する情報は、月に一度開催される「教職課程運営委員会（教員養成センター会議）」にて共有され、個別指導に活用されている。

本学では、教員や学生が教職に関わる研究や教育実習等での授業実践、教職課程における諸活動をまとめた「宮崎産業経営大学教職課程年報」を年度ごとに発行し、学校現場に対して、本学における教職課程や履修生の取り組みについて周知・共有の機会を設けている。

また、一般社団法人全国私立大学教職課程協会および九州地区私立大学教職課程研究連絡協議会に加盟し、毎年行われる研究大会や研究協議会に教職課程運営委員が参加することで、教育課程の動向や教員免許状に関連する法規の改正、教職課程の認可に関する情報共有を行っている。